

兵庫県公報

平成19年4月1日 号 外

発行人
兵庫県
神戸市中央区下山手通
5丁目10番1号



毎週火曜日及び金曜日発行、
その日が休日のときはその翌日

(兵庫県民の旗=県旗)

目次

選挙管理委員会告示

ページ

○平成13年兵庫県選挙管理委員会告示第27号（不在者投票のできる施設の指定）の一部改正 1

選挙管理委員会告示

兵庫県選挙管理委員会告示第23号

公職選挙法施行令（昭和25年政令第89号）第55条第2項及び第4項第2号並びに地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第106条、第114条、第117条及び第184条並びに漁業法施行令（昭和25年政令第30号）第9条並びに農業委員会等に関する法律施行令（昭和26年政令第78号）第6条において準用する公職選挙法施行令第55条第2項及び第4項第2号（最高裁判所裁判官国民審査法施行令（昭和23年政令第122号）第14条において衆議院小選挙区選出議員の選挙の投票の例による場合を含む。）の規定により、不在者投票のできる施設として既に指定した施設に関し、名称の変更及び指定の取消しがあったので、平成13年兵庫県選挙管理委員会告示第27号（不在者投票のできる施設の指定）の一部を次のように改正する。

平成19年4月1日

兵庫県選挙管理委員会
委員長 柏木 保

1の表明石市の項中、

兵庫県立成人病センター	同 市北王子町13-70
-------------	--------------

を

兵庫県立がんセンター	同 市北王子町13-70
------------	--------------

に改める。

2の表加古川市の項中、

加古川市	養護老人ホーム 加古川市立永楽園	加古川市平荘町山角266
	養護老人ホーム 鶴林園	同 市志方町細工所1086

を

加古川市	養護老人ホーム 鶴林園	加古川市志方町細工所1086
------	-------------	----------------

に改める。